

岡山県飲食店等一時支援金制度（第2期）について

申請要領や様式等の詳細は、現状、県より発表がございませんので追加情報をお待ちください。

・制度の趣旨

新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いている中小企業等を支援する「岡山県飲食店等一時支援金」が創設され、支援が始まっております。

4月以降、感染がさらに拡大しているため、県の外出自粛要請や営業時間の短縮要請に伴い、更なる影響を受け、厳しい経営状況が続いていることから、岡山県飲食店等一時支援金の対象期間が延長されました。

・対象者、要件等

1 対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業等

2 給付要件

次の（1）から（8）のいずれにも該当すること

- （1）国の月次支援金を受給（予定を含む）していないこと
- （2）県の時短要請協力金又は大規模集客施設協力金を受給（予定を含む）していないこと
- （3）新型インフルエンザ等対策特別措置法第4 5条第3項に基づく命令の前提となる口頭指導や文書の事前通知を9受けた事業者でないこと
- （4）資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- （5）外出機会の減少による影響を受けた次のいずれかに該当するもの
 - ア 飲食店
 - イ アの飲食店と直接・間接の取引がある事業者
 - ウ 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う飲食店以外の事業者
 - エ ウの事業者と直接の取引がある事業者
- （6）令和元年比又は令和2年比で、令和3年の4月、5月又は6月の売上が30%以上減少していること
- （7）新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること

3 給付額

- ・法人：40万円
- ・個人事業者：20万円

4 今後のスケジュール

- ・7月下旬 申請受付開始予定
- ・8月下旬 支援金給付開始予定

■参考 国の月次支援金について

1 対象者

以下①と②を満たせば、業種、地域を問わず給付対象

- ① 飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

2 給付額

- ・中小法人等：20万円
- ・個人事業者：10万円